

件名:西豪州政府による公衆衛生・社会的措置の緩和実施(COVID-19 関連)

【ポイント】

●西豪州政府は、31日(木)00:01より、公衆衛生・社会的措置の緩和を実施すると発表しました。

【本文】

1 西豪州政府は、オミクロン波によるソフトランディングが軌道に乗ったことを受け、31日(木)00:01より公衆衛生・社会的措置の緩和を実施すると発表しました。

2 緩和後の主な措置は以下のとおりです。

- ・大人と year3以上の子供は、自宅以外の屋内では引き続きマスクが必要
- ・ワクチン接種証明は、証明を必要とするリスクの高い場所でののみ必要(小売店などカジュアルな接触しか生じない場所では不要)
- ・家庭での屋内集会は、合計30人まで
- ・劇場、映画館、オプタスタジアム、RAC アリーナ等の主要スタジアムは収容人数の75%まで

3 その他詳細については下記メディアステートメント及び WA 政府にご確認下さい。

<https://www.mediastatements.wa.gov.au/Pages/McGowan/2022/03/Easing-of-public-health-measures-from-Thursday-March-31.aspx>

(メール発信者)

【在パース日本国総領事館】

電話: +61-8-9480-1800

ホームページ: <http://www.perth.au.emb-japan.go.jp/>

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止したい場合は、以下の URL から停止 手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>